

北九州市公衆浴場法及び北九州市公衆浴場法施行条例の施行に

関する規則

昭和四十年三月三十一日
規則 第十 一 号

(趣旨)

第一条 この規則は、公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号。以下「法」という。）及び北九州市公衆浴場法施行条例（平成二十四年北九州市条例第五十八号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(書類の提出先)

第二条 この規則の規定により市長に提出する書類は、保健所長を経由して提出しなければならない。

(営業許可の申請)

第三条 公衆浴場法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十七号。以下「省令」という。）第一条に規定する申請書は、公衆浴場営業許可申請書によらなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 申請に係る公衆浴場が条例第二条第一号に規定する普通公衆浴場（以下「普通公衆浴場」という。）であるときは、当該公衆浴場を中心とする半径三百メートル以内の見取図（既設の普通公衆浴場の名称及び位置並びに当該普通公衆浴場から申請に係る公衆浴場までの最短距離を明示したもの

二 公衆浴場の各階平面図及び断面図

三 上水道以外の水を使用するときは、その水質検査成績書

3 法第二条第一項の規定により営業を許可したときは、営業許可書を交付する。

4 営業の許可を受けた者は、前項の営業許可書を保管しなければならない。

5 法第二条第二項の規定に基づき営業の許可をしないときは、不許可通知書をもって通知する。

(営業者の地位の承継の届出)

第四条 省令第一条の二第一項、第二条第一項、第三条第一項及び第三条の二第一項に規定する届書は、承継届書によらなければならない。

(変更、停止及び廃止の届出)

第五条 省令第四条の規定による申請書若しくは届書の記載事項の変更又は営業の停止若しくは廃止の届出は、変更・停止・廃止届書によらなければならない。

2 省令第四条の規定による届出が、省令第一条第四号に掲げる事項の変更によるものであるときは、前項の変更・停止・廃止届書に変更前及び変更後の状況を明らかにした図書を添付しなければならない。

(掲示事項)

第六条 条例第四条第二項第六号の規則で定めるものは、次のとおりとする。

一 入浴者が遵守しなければならない事項

ア 浴槽内において、タオル等を使用し、その他著しく不潔な行為をしてはならないこと。

イ 浴室において、洗濯をしてはならないこと。

ウ 脱衣室及び浴室に使用済みのかみそりを放置してはならないこと。

エ その他公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしてはならないこと。

二 前号に掲げる事項以外の事項

ア 入浴に適さない疾患の名称及び当該疾患を有している者の入浴は危険であること。

イ 温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する公衆浴場にあつては、当該物質又は医薬品等の名称、成分、用法、用量及び効能

ウ 法第四条ただし書の許可を受けた公衆浴場にあつては、当該公衆浴場であること。

(水質基準)

第七条 条例第四条第二項第八号の規則で定める水質基準は、次のとおりとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するため第一号アからエまで並びに第二号ア及びイに定める基準の全部又は一部について適合させることが困難である場合であつて、公衆衛生上支障がないと特に市長が認めるときは、当該適合させることが困難な基準を適用しないことができる。

一 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質基準は、次の要件を満たすものであること。

ア 色度は、五度以下であること。

イ 濁度は、二度以下であること。

ウ 水素指数は、五・八以上八・六以下であること。

エ 全有機炭素の量が一リットルにつき三ミリグラム以下（塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により全有機炭素の量の測定結果を適用することが不適切と考えられる場合を除く。）又は過

マンガン酸カリウム消費量が一リットルにつき十ミリグラム以下であること。

オ 大腸菌は、検出されないこと。

カ レジオネラ属菌は、百ミリリットルの検水で形成される集落数が十未満であること。

二 浴槽水の水質基準は、次の要件を満たすものであること。

ア 濁度は、五度以下であること。

イ 全有機炭素の量が一リットルにつき八ミリグラム以下（塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により全有機炭素の量の測定結果を適用することが不適切と考えられる場合を除く。）又は過マンガン酸カリウム消費量が一リットルにつき二十五ミリグラム以下であること。

ウ 大腸菌は、一ミリリットルにつき一個以下であること。

エ レジオネラ属菌は、百ミリリットルの検水で形成される集落数が十未満であること。

三 水道水（水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第九項に規定する給水装置により供給される水をいう。）以外の水（温泉法（昭和三十二年法律第百二十五号）第十五条第一項の規定により飲用の許可を受けている温泉を除く。）で飲用として使用するものは、水道法第四条に規定する水質基準に適合するものであること。

（患者を入浴させるための許可の申請）

第八条 法第四条ただし書の規定により患者の入浴の許可を受けようとする者は、患者入浴許可申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請書が温泉を使用する公衆浴場に係るものであるときは、当該温泉の伝染性の疾病に対する療養効果を証する書類を添付しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に対して許可をしたときは、患者入浴許可書を申請者に交付する。

3 市長は、第一項の規定による申請に対して許可をしないときは、不許可通知書をもって申請者に通知する。

（帳票の様式）

第九条 この規則に定める帳票の様式は、別に保健福祉局長が定める。

（委任）

第十条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に保健福祉局長が定める。